



かんちゃん



158号

令和5年9月15日

全国間税会総連合会  
**全間連会報**

発行者  
 全国間税会総連合会  
 会長 片岡直公  
 事務局  
 〒103-0007  
 東京都中央区日本橋浜町1-1-1  
 日本橋村松ビル5F  
 TEL 03(5829)3901  
 FAX 03(5829)3902  
 URL <https://www.kanzeikai.jp>  
 E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)  
 印刷 株式会社 総北海

法人番号  
(2700150004884)



しょうちゃん



©TOKYO-SKYTREE

スカイツリー(電波塔世界第1位の高さ)

〔主要目次〕

令和6年度 税制及び執行に関する要望書…	2～9	常任理事会の開催、揮発油税中央セミナーの開催 全間連の主な動き……………	14
広報だより (四国間連)……………	10	令和5年度「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告……………	15～16
間税会組織の現状……………	11		
間税会だより……………	12～14		



## ①-1 社会保障・税一体改革の推進と 行財政構造の徹底した見直し

### 〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

### （理 由）

国の令和5年度一般会計当初予算は、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓くための予算として、新たに策定された国家安全保障戦略等の下での防衛力の抜本的な強化やその裏付けとなる財源の確保、こども家庭庁を司令塔とした、こども・子育て支援の強化に加え、予期せぬ状況変化に引き続き万全の備えを講じる観点から、新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策予備費を4兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費を1兆円措置するなどにより、前年度当初（約107.6兆円）に比べて6.3%増の約114.4兆円となり、11年連続で過去最大を更新する規模になっている。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度当初（約65.2兆円）に比べ約4.2兆円多い過去最高の約69.4兆円と見積もられている。

その内訳は、所得税収が約21.0兆円、法人税収が約14.6兆円、消費税収が約23.4兆円と見積もられており、国税収入に占める消費税収のウェイトは33.7%（前年度当初33.1%）となっており、引き続き、最も税収の多い基幹税となっている。

また、公債発行額は前年度当初（約36.9兆円）に比べ約1.3兆円少ない約35.6兆円と見込まれ、その公債依存度は前年度当初の34.3%から31.1%に縮小すると見込まれている。令和5年度末の公債（普通国債）残高見込額は約1,068兆円に拡大し、国民一人当たり約850万円（試算額）にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

一方、歳出面を見ると、歳出の約32%も占める社会保障関係費は連年増加しており、令和5年度においては、出産育児一時金の増額や、出産・子育て応援交付金の継続実施など、こども政策の充実のために必要な経費を確保しつつ、国民負担の軽減のための毎年薬価改定の実施などにより、前年度当初（約36.3兆円）に比べ1.7%増の約36.9兆円となっており、今後、更に増加することが見込まれる。

また、防衛関係費については、新たに策定された国家安全保障戦略等に基づき、スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、施設整備などの重点分野を中心に、防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力を安定的に維持するための財源を確保する観点から、前年度当初（約5.4兆円）に比べて約4.8兆円多い約10.2兆円が計上されている。

また、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支（プライマリーバランス、すなわち政策的経費（歳出総額から国債費を除いた額）を税収等（歳入総額から公債金を除いた額）で賄えているかどうかを示す指標）」は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況にある。

令和5年度当初予算の赤字見込額は、前年度当初（約13.0兆円）に比べて減少しているものの、約10.8兆円と見込まれており、令和4年6月7日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）等における2025年度のプライマリーバランスの黒字化目標が達成されるか不透明な状況にあると考えられる。

私たち間税会に関わりが深い消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられ、令和元年10月からは消費税率の10%への再引上げと併せて軽減税率制度が実施された。

また、令和5年10月からは、いわゆる消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施され、消費税制度は新たな時代を迎えることとなる。

国の消費税収は、増収分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されているとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されている。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、今後の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めている。

我が国の財政状況を見ると、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応や令和4年度第二次補正予算を始めとする累次の補正予算の編成、更には防衛力の抜本的な強化と財源確保などにより、過去に例を見ないほど厳しさが増していることに鑑み、次に掲げる行財政改革などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれないことと徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費の抜本的な見直し、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについて徹底した歳出削減などを行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 今後の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されているものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和5年度末で約1,068兆円と見込まれていることから、引き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。
- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、真の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者にも多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の廃止を強く求めるものであるが、軽減税率が存置される場合にはその対象範囲は極力限定すること。
- (5) 消費税率の引上げに伴う逆進性対策（低所得者の負

担緩和措置)については、軽減税率に代えて真の低所得者対策となると考えられる一定の低所得者に限定して負担を緩和する「簡素な給付措置」又はマイナンバーカードを利用した「給付付き税額控除制度」で対処すること。

- (6) 消費税のインボイス制度が実施される令和5年10月以降においても、引き続き、免税事業者に対する取引条件の見直しに関する情報収集等に努め、「優越的地位の濫用」等に該当する行為に対しては、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処すること。

## ①-2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政健全化施策の検討

〔要旨〕

財政の悪化の一つである「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された莫大な新規公債については、我が国の社会経済状況や令和6年以降の適切な時期から施行される「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の議論を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めるべきである。

(理由)

我が国の財政状況を見ると、令和2年から流行した「新型コロナウイルス感染症」対策として莫大な赤字公債による財政出動(令和2年度の決算ベースによる公債の全体発行額は約108.6兆円/特例公債が約86.0兆円、建設公債が約22.6兆円)もあって、令和5年度末の公債残高(普通国債残高)は約1,068兆円と見込まれている。

したがって、歳出・歳入両面において財政の健全化の取組みを強力に進めるとともに、社会経済状況や令和6年以降の適切な時期から施行される「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の議論を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めることが適当であると考えられる。

その場合、消費税率を引き上げるという考え方もあろうが、消費税の税収は社会保障財源に特化されていること等を考えると、消費税収の使途の枠組みは堅持することが望ましいと考えられる。

したがって、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債(注)の償還財源については、例えば、東日本大震災の財源対策として講じられた「復興特別所得税」や、令和6年以降の適切な時期から施行される「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」のように、所得税や法人税の基幹税に付加して徴収する「特別税」の創設などについて議論を進め、結論を得ることが適当と考えられる。

(注) 令和2年度において「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債発行額

- ① 第一次補正予算による赤字公債発行額は約23.4兆円、建設公債発行額は約2.3兆円、合計額約25.7兆円
- ② 第二次補正予算による赤字公債発行額は約22.6兆円、建設公債発行額は約9.3兆円、合計額約31.9兆円
- ③ 発行合計額約57.6兆円であり、その内訳は赤字公債が約46.0兆円、建設公債が約11.6兆円

## ② 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制〔要旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(理由)

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まっていることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

付記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会(全間連)では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度(消費税制度)」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度(還付制度)」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度(還付制度)又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

〔軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持〕

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

- ① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

\* 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経

済取引を歪めるといった様々な批判があった。

- ② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと。
- ③ 消費税の税収は、社会保障財源に用途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。
- ④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス（適格請求書）が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながる。

#### 〔逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）〕

消費税の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度（還付制度）」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充（補足）」により対処すべきである。

#### （2）軽減税率の対象範囲の見直し

##### 〔要旨〕

今後の消費税の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

##### （理由）

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

（3）消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、デジタル化の進展を踏まえたマイナンバーカードを利用した新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」への改組

##### 〔要旨〕

マイナンバーカードに対する政府の普及方針に鑑みれば、今後、消費税の引上げ議論を行う際には、相次いで発生するマイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率に代

えて、デジタル化の進展を踏まえた、マイナンバーカードを利用した新たな仕組みである一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となり、その結果、インボイス制度も不要となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

##### （理由）

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度（マイナンバーカード）については、現在、e-Taxによる電子申告を行うための電子証明書、マイナポータルにログインする際に必要となる電子証明書、オンラインバイキング、行政サービスを利用するためのカードなどとして利用されている。

また、マイナンバーカードを使い、コンビニにおいて、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、所得証明、課税証明書などの各種証明書の取得も可能になっている。

更に、令和4年6月30日からマイナポイント第2弾として「健康保険証との紐付け」や「公金受取口座の登録」等により総額2万円分のポイントを付与する施策が実施されるとともに、政府では、原則として令和6年秋に現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化を目指している。

これらの各種施策の結果、令和5年2月5日時点でのマイナンバーカードの有効申請受付数は約8,600万人であり、人口（令和4年1月1日現時点の住民基本台帳による人口/約12,600万人）に対する割合が約68.1%となっており、相当の水準に達しているが、最近、マイナンバーカードのトラブルが相次いで発生しており、国民からの信頼を失うことが危惧される。

他方、消費税が有する「逆進性」に対する緩和策として、現在、講じられている「飲食料品と新聞の譲渡」については、前述2（1）付記に記載したように、

① 軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であること（前述2（2）に記載したように、低所得者対策との関連性が乏しい「新聞」まで、何故、軽減税率の対象にしているのか疑問）

② 軽減税率制度は、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと

③ 複数税率制度の下では、適用税率ごとの区分経理により税額計算が必要となるなど、事業者の事務負担の増加要因となること

などの問題点が指摘されている。

したがって、今後、消費税の引上げ議論を行う際には、マイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、デジタル化が進展する中で、既に旧態と考えられる欧州で採用する軽減税率制度の見直しではなくて、マイナンバーカードを利用して一定の低所得者を対象に逆進性対策が可能となる新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、消費税の逆進性対策を軽減税率制度から「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となり、その結果、インボイス制度も不要となり、制度の簡素化にも資するものと考えられ

る。

#### (4) 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

##### 〔要 旨〕

消費税のインボイス制度については、我が国の社会経済構造に馴染まないこと等から、令和5年10月以降も「区分記載請求書等保存方式」を継続適用するか、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期するよう要望してきた。

しかしながら、令和5年度税制改正において、インボイス制度の円滑な実施を図る観点から、中小事業者等の負担緩和措置が講じられたこと等から、全国間税会総連合会としては、時限措置として講じられた措置のうち、特に③の措置（税込価額が1万円未満の課税仕入れを、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置）については、その利用状況等を検証し、必要があると認められ場合には、恒久措置への移行も含めて、期限到来後のあり方について検討する。

##### (理 由)

消費税のインボイス制度の導入については、次のような理由から令和5年10月以降も「区分記載請求書等保存方式」を継続適用するか、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期するよう要望してきたところである。

- ① 我が国には500万を超える免税事業者があり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられるとともに、最終的には免税事業者制度が形骸化される恐れがあること。
- ② 軽減税率の導入時には、新型コロナウイルス感染症等の影響により、日本経済がこれほどまでに落ち込むとは想定できなかった状況下において、予定どおり令和5年10月からインボイス制度が実施される場合には、免税事業者の判定基準（年間課税売上高が1,000万円以下）や簡易課税制度の適用判定基準（年間課税売上高が5,000万円以下）について、新型コロナウイルス感染症が爆発的に流行し、通常の経済取引が行われていない令和3年10月以降の基準期間の課税売上高により判定することとなり、適正課税上、大いに問題があると考えられること
- ③ 全間連が会員を対象に令和4年4月に実施した「インボイス制度導入への準備状況等」に関するアンケート調査結果によると、全体の約4割に当たる4,239名の方々が「登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない」と回答しており、新型コロナウイルス感染症対策等に追われ、インボイス導入準備まで手が届かない事業者が多いものと推察されること。

しかしながら、「平成28年消費税改正法（所得税等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置が講じられていることや、令和5年度税制改正においても、インボイス制度の円滑な実施を図るため、中小事業者等の負担緩和措置が講じられたことから、全国間税会総連合会としては、時限措置として講じられた①から③までの措置のうち、特に③の措置（税込価額が1万円未満の課税仕入れを、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置）については、その利用状況等を検証し、必要があると認められ場合には適用期間の延長や恒久措置への移行も含めて検討すること

を要望する。

- ① 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置  
免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間は仕入税額相当額の8割を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間は仕入税額相当額の5割を、仕入税額控除として認める。
- ② インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置  
免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を講ずる。
- ③ 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置  
基準期間における課税売上高が1億以下の事業者等が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る税込価額が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくても、一定の事項が記載された帳簿のみで仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。
- ④ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し  
売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その返還インボイスの交付義務を免除する。

(参考1) 全国間税会総連合会は、令和5年4月に「インボイス制度導入に伴う納税環境整備」に関するアンケート調査を実施したが、その調査結果は、有効回答者9,936人社のうち

- ①43.3%の方々が「評価する/15.9%」「どちらかと言えば評価する/28.3%」と回答
- ②30.2%の方々が「評価しない/18.4%」「どちらかと言えば評価しない/11.8%」と回答
- ③「どちらとも言えない」と回答した方々が23.7%であり、意見が4割、3割、2割と分かれた。

(質 問)		
令和5年10月から導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）を踏まえ、令和5年度税制改正案において取りまとめられた、インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置などを内容とする「インボイス制度導入に伴う納税環境整備措置」について、会員の皆様の評価・見方を該当する欄に「○」を付けてください。		
(回 答)	回答者数/人社	割合/%
①評価する。	1,493	15.0
②どちらかと言えば評価する。	2,813	28.3
③評価しない。	1,828	18.4
④どちらかと言えば評価しない。	1,172	11.8
⑤どちらとも言えない。	2,355	23.7
⑥その他・ご意見	275	2.8
合 計	9,936	100.0

(参考2) 全国間税会総連合会は、昨年度に引き続き、「インボイス制度導入への準備状況等」に関するアンケート調査を令和5年4月に実施し、その調査結果は、有効回答者9,936人社のうち

- ①「登録申請書を提出するほか、導入準備作業は進行中である」と回答した者が前年調査に比べて26.9%増加して51.7%を占めるとともに、
- ②「登録申請書は提出したが、それ以外の導入準備作業は殆ど行っていない」と回答した者が21.8%を占め、全体の73.5%（前年調査40.3%）の方々が登録申請を行っている状況が分かった。

## (5) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

### 〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

### 〔理 由〕

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分（卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業）ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

令和元年10月からの軽減税率の導入により、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合には、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

そのような中で令和5年10月からのインボイス制度の導入に際しては、現行制度が維持されたことは評価しているが、今後、軽減税率の対象範囲が拡大される場合には、「みなし仕入率」の見直し議論に発展する可能性があると思われるが、その場合には簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

## (6) 任意の中間申告

### 〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

### 〔理 由〕

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度については、年1回だけではなく、納税者の選択肢が広がるよう、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

## (7) 中間申告制度の見直し

### 〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

### 〔理 由〕

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることにについて検討すべきである。

\* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額（年税額）により、次のように区分されている。

①年税額が48万円を超え400万円以下の場合 年1回

②年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 年3回

③年税額が4,800万円を超える場合 年11回

（注）地方消費税額を除く。

## (8) 輸出物品販売場における免税制度の高度化

### 〔要 旨〕

今後のインバウンド市場の更なる活性化を見据え、免税手続のより一層の簡素化と免税店の税務リスク軽減に繋がるような抜本的な制度の見直しを含む制度改善の検討を行うべきである。

更に更新制の導入等により、許可された免税店の適正管理が行われ、分かり易い制度運用に繋がるような措置を行うべきである。

### 〔理 由〕

(1) 令和4年度の税制改正により、対象者が明確化されたことで、対象者の判断については免税店での対応が簡素化された。

一方で、免税対象物品については「通常生活の用に供する」物品であるかの判断が免税店に委ねられているが、判断基準が明確でないため、免税店での確認作業が煩雑となっている。

加えて、「通常生活の用に供する」とは言えない購入が散見している状況であるため、免税店が税務リスクを負っている状況である。

こういった状況を改善し、免税制度を更に発展させるため、抜本的な制度の見直しを含む対策の検討を行う必要がある。

(2) 免税店許可に一定の有効期限を設け、更新に当たっては一定の講習を義務付ける等の措置を行うことで、制度に関する理解の深耕と適正な制度運用を担保する必要がある。

## 3 個別消費税に関する事項

### (1) 石油関連諸税と消費税

#### 〔要 旨〕

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本の見直しをすべきである。

#### 〔理 由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

### (2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

#### 〔要 旨〕

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

#### 〔理 由〕

- LPガスに対する石油ガス税の廃止/国税  
自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。
- LPガス自動車に対する自動車重量税の免税措置の創設/国税  
天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。
- LPガス自動車に対する環境性能割の非課税措置の創設/地方税  
天然ガス自動車には自動車取得税に代わる環境性能割の非課税措置があるのに対し、LPガス自動車には非課税措置がない。
- LPガス自動車に対する自動車税の軽減措置の創設/地方税

天然ガス自動車には自動車税の軽減措置があるのに対し、LPガス自動車には軽減措置がない。

### (3) 印紙税の抜本的な検討

#### 〔要旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

#### (理由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

## 4 執行に関する事項

### (1) 税務執行体制の充実化

#### 〔要旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努めていただきたい。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入等により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

#### (理由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入等により、適用税率や区分経理、更にはインボイスの発行などに関する相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

### (2) 課税の適正化と課税処理の統一化

#### 〔要旨〕

軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

#### (理由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まるとともに、インボイス制度の導入により、適

正なインボイスの発行が求められる。

したがって、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

### (3) 消費税に関する広報活動の強化

#### 〔要旨〕

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入されるとともに、令和5年10月からインボイス制度が導入されるなど、新たな制度に改組されるとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

#### (理由)

軽減税率制度の導入や、令和5年10月からのインボイス制度の導入などにより新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）などについても更に広報・周知に努めるべきである。

全国間税会総連合会では、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

### (4) 租税教育の推進

#### 〔要旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

#### (理由)

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるためには、義務教育期間中は租税教育を正規の単元として位置付けるなど、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の平成27年10月26日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

### (5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

#### 〔要旨〕

消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度及び3年度の消費税の滞納残高が

増加していること等を踏まえ、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。  
(理由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、全国間税会総連合会では従来から「消費税完納運動の推進」に努めているところである。

そのような中で令和元年10月からの消費税率の上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度及び3年度の消費税の滞納残高は増加していること等から、日本の経済状況にも配慮しつつ、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

#### (6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実(要旨)

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置(平成25年10月1日から令和3年3月31日まで適用)」が令和3年3月末の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、参考資料【総額表示の実例(税抜・税込並列表示)】のとおり、依然として消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっていないものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全国間税会総連合会が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインについては、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあるものと考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

(理由)

消費税率の上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から平成25年10月より創設された「総額表示に関する消費税法の特例措置」は令和3年3月31日の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

「総額表示の義務付け」は、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものであるが、その総額表示の実態を見ると、参考資料【店頭における総額表示の実例(税抜・税込並列表示)】のとおり、税抜価格を本書表示し、税込価格を括弧書で極めて小さく表示する並列表示が大部分となっており、依然として税込価格が一目で分かるような総額表示の趣旨に反するものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全国間税会総連合会が会員を対象にして令和4

年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドライン【総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方(平成25年9月10日 消費者庁)】については、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあると考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

(参考) 全国間税会総連合会が、令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果は、有効回答者10,362人社のうち

- ①過半数を超える54.1%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため、行政指導を徹底すべきである」と回答。
- ②次に多かったのが「現行の表示方法で特に問題はない」と回答した者が38.0%占めた。

## 5 マイナンバー制度の普及拡大等

(要旨)

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。

(理由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動などに努めるべきである。

マイナンバーカードについては、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、令和4年6月30日から「健康保険証との紐付き」や「公金受取口座の登録」等により総額2万円分のポイントを付与する施策が実施されており、令和6年秋には、原則として現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化を目指している。

マイナンバーにこのような新機能が付加されることにより、国の行政機関や地方公共団体の間で情報のやり取りが効率化されるとともに、個人も手続の際に提出書類が減るなどの効果が期待されるほか、最終的には納税や給付、更には個人の所得が把握できるようになれば、前述2(3)に記載したように、消費税の税率引上げの際の逆進性対策にも、マイナンバーを活用した「給付付き税額控除制度(還付制度)」で対応することが可能となると考えられる。

## 店頭における総額表示の実例(税抜・税込並列表示)

### 【税込価格が分かり難い実例】



### 【税込価格が分かり易い実例】



## 香川県 坂出間税会のご紹介

令和5年7月

坂出間税会は、間接税に関する正しい税知識の普及と、納税動義の高揚を基本理念として活動すると同時に、会員企業の更なる経営強化、収益向上に向けて連携を強めていくことを基本方針にしています。

私たち香川県坂出市・宇多津町・綾川町の事業者

が、業種を超えて連携し経営力が向上することによって地域経済の活性化が可能となります。「連携」とは、経営者それぞれが得ている「情報」や「時代認識」を共有し、常に変化する時代に対応していくことと考えています。坂出間税会はこの考え方をもち、消費税や税制に関する活動と共に、有益な地元の情報と意見交換ができる「企業連携交流会」や「経営実践セミナー」を企画・運営し、お陰様で多くの会員の皆様の参加を頂いています。

(活動例)

坂出間税会は、消費税を中心とする間接税の円滑な税務運営に協力すると共に、会員企業の交流と連携を図って、経営改善と更なる収益向上を目指して活動しています。

### 坂出間税会の活動の様子

定時総会



坂出市長ご挨拶(総会)



会員によるパネルディスカッション

企業連携交流会



### 経済講演会

平成23年11月11日



演題：市場（消費者）の変化と中小企業（商店）成長の条件について  
 講師：元ローソン・ジャパン社長 榑都築経営研究所 代表取締役 都築 富士男 氏

元ローソン社長 坂出に来たる!!

市場（消費者）の変化と中小企業（商店）成長の条件について

講師：元ローソン・ジャパン社長 榑都築経営研究所 代表取締役 都築 富士男 氏

日時：平成23年11月11日(土) 17:00-18:30

会場：ホテルサンルート坂出

主催：坂出間税会

平成26年6月20日



演題：アベノミクス その光と影  
 講師：クレディ・スイス証券 チーフマーケット・ストラテジスト 市川 真一 氏

経済講演会

アベノミクス その光と影

講師：クレディ・スイス証券 チーフマーケット・ストラテジスト 市川 真一 氏

日時：平成26年6月20日(土) 17:00-18:30

会場：ホテルサンルート坂出

主催：坂出間税会

平成29年2月10日



演題：100年先も、この場所で  
 講師：(株)レオマユニティー (株)香川県観光開発 代表取締役 藤岡 勇氏

経済講演会

テーマ：「100年先も、この場所で」～再生ビジネスと地域共生～

レオリゾートの歴史  
 レオリゾート再生の鍵！  
 レオリゾートと地域の関わり  
 レオリゾートの100年後

日時：平成29年2月10日(土) 17:00-18:30

会場：ホテルサンルート坂出

主催：坂出間税会

平成30年3月2日



演題：人口減少時代のまちづくり  
 講師：高松丸亀町商店街振興組合 理事長 古川 康造 氏

経済講演会

人口減少時代のまちづくり

講師：高松丸亀町商店街振興組合 理事長 古川 康造 氏

日時：平成30年3月2日(金) 17:00-18:30

会場：ホテルサンルート坂出

主催：坂出間税会

令和2年3月13日



演題：デジタル新時代、坂出・宇多津・綾川地区の企業経営を考える  
 講師：AuthenticMedia Corporation(株) 代表取締役 CEO 石田 靖樹 氏

坂出間税会 経営講演会

～急拡大する電子商取引 変わる消費行動～

デジタル新時代 坂出・宇多津・綾川地区の企業経営を考える

講師：AuthenticMedia Corporation(株) 代表取締役 CEO 石田 靖樹 氏

日時：令和2年3月13日(土) 17:00-18:15

会場：ホテルサンルート坂出

主催：坂出間税会

# 間税会組織の現状

## 1 間税会の組織状況

令和5年4月1日現在の会員数は83,870名（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数83,971名に対し101名の減少となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局連の会員数の変動を見ますと東京、広島及び四国が前年より増加しました。

別表1 間税会組織状況表 5.5.16

局連名	会 員 数		
	令和5年4月1日 名	令和4年4月1日 名	増 減 名
東 京	19,155	18,833	322
関 東	18,849	19,108	△ 259
大 阪	6	6	0
北 海 道	4,387	4,454	△ 67
仙 台	3,368	3,441	△ 73
東 海	6,942	7,112	△ 170
北 陸	5,733	5,819	△ 86
広 島	8,461	8,243	218
四 国	5,528	5,358	170
福 岡	8,399	8,468	△ 69
南 九 州	2,619	2,690	△ 71
沖 縄	429	445	△ 16
計	83,870	83,971	△ 101
	83,876	83,977	△ 101

(注) 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

## 2 過去5年間の会員数の推移

全間連では、平成26年4月以降、「会員増強」を最重点施策の1つとし数値目標を設定するなどして、会員増強に努めてきました。

しかしながら、別表2のとおり、コロナ禍前の令和2年4月1日現在までは、横ばい状況で維持、推移してきましたが、その後、令和2年10月からの新型コロナウイルス感染症の爆発的な増加の影響から、令和3年4月1日及び令和4年4月1日現在の会員数は2年連続で3,000名前後の減少となり、減少に歯止めがかからない状況でした。

全間連としては、令和5年が創立50周年の節目に当たることから会員数の増強施策を新たに策定し、前年の会員数に対し20%増の数値目標の達成に向け取り組んできました。その結果、各局間連及び各単会の奮闘により、会員数が83,870名と前年からの減少を101名にとどめることができ、今後の会員数の増加に向け、弾みとなることが期待されます。

別表2 (数値目標年) (単位:名)

区分	29.4.1	31.4.1	2.4.1	3.4.1	4.4.1	5.4.1
会員数	91,214	90,993	89,952	86,598	83,971	83,870
前年度比	2,183	△ 843	△ 1,041	△ 3,354	△ 2,627	△ 101

## 3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200未満の会が307会と全体の70%を占めています。

なお、1単体会当たり平均会員数は191名となっています。

## 4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は会員数上位から50間税会（会員数400人以上）を掲載しました。

会員数ランキング50の局間連別では、①関東信越18、②東京10、③福岡6、④東海・北陸・四国4、⑦広島3、北海道1となっています。

別表3 間税会会員数階層別分析表(5.4.1現在)

(単位:会)

局間連	東京	関東信越	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	合計
100名未満	15 (16)	10 (10)	11 (11)	43 (43)	29 (29)	3 (3)	20 (20)	8 (9)	6 (6)	27 (27)	4 (4)	176 (178)
100名以上	34 (34)	25 (25)	11 (11)	8 (8)	8 (8)	3 (3)	14 (13)	8 (7)	12 (12)	6 (6)	2 (2)	131 (129)
200名以上	14 (14)	6 (7)	6 (5)	1 (1)	4 (3)	3 (3)	10 (11)	4 (4)	5 (5)	2 (2)		55 (55)
300名以上	11 (11)	4 (3)	1 (2)		3 (4)	2 (1)	3 (5)	1 (2)	2 (3)			27 (31)
400名以上	6 (5)	7 (5)	1 (1)		3 (3)	0 (0)	2 (0)	1 (2)	1 (1)			21 (17)
500名以上	2 (2)	2 (3)				1 (0)	0 (1)	2 (0)				7 (6)
600名以上	1 (1)	1 (3)				1 (2)	1 (0)	0 (1)	2 (3)			6 (10)
700名以上		4 (2)			1 (1)	1 (1)			2 (1)			8 (5)
800名以上		1 (1)						1 (1)				2 (2)
900名以上		1 (2)										1 (2)
1,000名以上	1 (1)	2 (2)				1 (1)			1 (1)			5 (5)
計	84	63	30	52	48	15	50	25	31	35	6	439

(注) ( ) 書は前年度

(単位:名)

最 高	武蔵野 1,718	大宮 1,152	札幌西 451	いわき 234	松阪 762	富山 1,641	福山 622	高知 826	小倉 1,120	中津 221	沖縄中部 168	武蔵野 1,718
最 低	平塚 38	新津 28	富良野 35	相双 0	飛騨 6	奥越 71	柳井 45	脇町 55	対馬 69	宇佐高田 30	宮古島 10	相双 0
平 均	228	299	146	65	145	382	169	221	271	75	72	191
モデル会	東村山 186	川口 710	札幌北 178	仙台中 89	鈴鹿 457	富山 1,641	福山 622	長尾 584	久留米 305	-	-	平均 530

別表4 会員数ランキング 5.4.1現在 (単位:名)

順位	団 体 名	会員数
1	武 蔵 野	1,718
2	富 山	1,641
3	大 宮	1,152
4	小 倉	1,120
5	上 田	1,068
6	土 浦	951
7	越 谷	880
8	高 知	826
9	古 河	784
10	福 岡	768
11	松 阪	762

順位	団 体 名	会員数
12	所 沢	720
13	浦 和	712
13	福 井	712
15	川 口	710
16	博 多	703
17	金 沢	682
18	佐 原	672
19	宇 都 宮	659
20	長 崎	648
21	福 山	622
22	西 福 岡	608
23	長 野	598
24	小 松	585

順位	団 体 名	会員数
25	長 尾	584
26	大 月	583
27	荒 川	520
28	高 松	516
29	新 潟	511
30	松 山	495
31	東 金	486
32	竜 ヶ 崎	482
33	佐 賀	481
34	船 橋	468
35	本 庄	463
36	鈴 鹿	457
37	札 幌 西	451

順位	団 体 名	会員数
37	東 三 河	451
39	芝	450
40	高 崎	449
41	岐 阜 北	447
42	前 橋	443
43	市 川	435
43	諏 訪	435
45	山 梨	432
46	葛 飾	425
47	呉	424
48	上 尾	421
49	広 島 東	420
50	松 本	407

## 組織増強への取組み

全間連は、令和5年度が創立50周年の節目に当たることから会員数の増強施策を新たに策定し、前年の会員数に対し20%増の数値目標を掲げました。各局間連及び各単会は、この目標達成に向けて取り組んだ結果、83,870名となりました。前年からは101名の減少ではありますが、令和3年から令和4年にかけて毎年3千名前後の減少からみると、ひとまずはその流れを食い止めたこととなります。このような状況の中、会員増強に精力的に取り組まれ、会員数を増やした間税会があります。今回の間税会だよりでは、令和4年度中に会員増を行った会の中から、5間税会について、会員増強への取組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

## 大宮間税会

関東信越間連

### 1 組織状況

区 分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
会員数	1,120名	1,046名	1,002名	1,152名

### 2 組織拡大への取組み

長引くコロナ禍の影響により会員数は減少の一途を辿り、ついには1,000名を下回る直前にまで落ち込みました。これまでは役員や会員による一人が一人の加入勧奨はもとより、各金融機関にも加入勧奨をお願いしてきましたが、新規会員の数よりも退会会員の方が多い状況に陥ち入りました。このため臨時組織委員会を開催し他の単位会の取組みや目標設定について話し合いました。そして越谷間税会に学びファミリー会員制度を導入し、一部の役員だけでなく会員全員で組織拡大に取り組む意識を高めた結果、150名の会員増につながり埼玉県連総会においては8人が加入勧奨表彰を受けるに至りました。



埼玉県連総会にて加入勧奨を受けた会員に会より記念品を贈呈  
(令和5年6月大宮間税会総会にて)

### 3 主な事業活動の内容

税の標語・世界の消費税クリアファイル・税制アンケートの取組みを3大事業と位置づけ積極的に取り組んでいます。税の標語については会員企業はもとより、大宮税務署とも連携して管内の高校及び専門学校へ依頼し昨年度は10,700首が集まりました。世界の消費税クリアファイルの取組みについても11,400枚の申し込みがあり、8,500枚を租税教育に役立てていただくよう税務署に寄贈いたしました。税制アンケートについても役員を中心に積極的に取り組んでいただき412枚（依頼数の217%）の回収となりました。

秋には研修旅行、11月には税を考える週間特別講演会を実施しております。また会報も5月に発行し総会の案内と共に全会員へ発送しています。

このほかに青年部を中心とする江戸文化研究会の開催、女性部による管内幼稚園での消費税の紙芝居活動を実施しております。

### 4 今後の活動方針

「楽しく間税会活動を行い、正しい税知識を学ぶ大宮間税会」をモットーに前会長から職を引き継いでから一貫して活動してきました。また顕著な実績をあげた方(会員加入勧奨・世界の消費税クリアファイル購入・プラチナ会員制度)には会より記念品(高級たまご1ケース)を6月の総会もしくは11月の税を考える週間特別講演会時にお渡ししております。

平成21年8月には20周年記念で韓国・ソウル税務署を訪問し韓国の付加価値税と日本の消費税について意見交換しました。そして創立30周年記念を迎えた令和元年9月にはシンガポールの税務署を訪問し、かの国の税制について学習しました。令和11年に迎える40周年記念では144年かけて完成予定スペイン・サグラダ・ファミリアを訪問し欧州の税制について学習したいと思います。

関東信越間連 大宮間税会 会長 昼間孝一

## 芝間税会

東京局間連

### 1 組織状況

区 分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
会員数	358名	351名	349名	450名

### 2 組織拡大への取組み方

芝間税会では、消費税の担税者である個人にも税への理解を深めていただく狙いから平成26年度より会の中に副会員制度を設け、正会員である法人の役職者の方々、ご家族の方を個人会員としてお迎えしております。今回、役員から正会員、副会員増強の声掛けを行うことを周知し、消費税インボイス制度導入の改革に合わせて、消費税の知識普及、啓発活動を行う間税会の役割を最大限アピールすることで、会員増強につなげました。

### 3 主な事業活動の内容

会員宛に年3回発行する会報誌にて、当会の活動内容を会員へお伝えしています。又、消費税、印紙税の研修会を年5～6回行うと共に「税を考える週間」では税務研修、名所見学、昼食懇親会をセットにした特別研修会を芝青色申告会、芝納税貯蓄組合連合会共催で行っております。7～9月にかけて募集する税の標語は、同時期に行われる芝法人会の税の絵はがきと芝納税貯蓄組合連合会の税の作文と協働して、芝税務署管内の小中学校に応募の働きかけを行っています。更に毎年10月に港区が行う地域最大のイベントである「みなと区民まつり」にて消費税クリアファイルを配布し税務広報活動を芝税

務署、芝税務署関係民間七団体と協力して行っております。

#### 4 今後の活動方針

これからも会活動を活発に行う中で、その果たすべき役割に邁進したいと考えます。租税教育の推進、税務広報活動の実施等により間税会の活動をより多くの方々にご理解いただけるよう努めて参りたいと考えます。

## 松山間税会

四国間連

### 1 組織状況

区分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
会員数	503名	501名	406名	495名

### 2 組織拡大への取り組み方

松山では常に会員一人一人が紹介による増強運動を展開しています。しかし近年はコロナの影響もあり廃業等が増加する中で、会員増強には大変苦しんでおりました。

そのような中、令和4年度に前佐伯会長から会長職を引継ぐこととなりました。加えて令和5年には間税会創立50周年を迎えることから、(株)伊予鉄グループの関連会社を含めて会員増強に力を入れ、ここ松山では20%増の目標を達成することができました。

特に役員には割り当てを決め、紹介運動の強化をお願いしており、今回増強したなかのほとんどは役員による紹介によるものでした。

### 3 主な事業活動の内容

当会は「青色申告会」「法人会」と同じ事務所内に事務局を構えていることもあり、他の税務協力団体と協力しながら活動できることが強みです。年間を通じて消費税をはじめとする研修会や税の標語募集、租税教室の開催等、基本的な活動を実施できています。

総会時には税務署長による講演をいただき、税を考える週間には共同して展示を行う等、税務当局とも連携しています。

近年では青年部会も立ち上げ、積極的に租税教室の開催も行い会員同士の交流を行っています。

女性部においては四国女性部会の研修会を松山で行う等、活動は活発化してきています。

### 4 今後の活動方針

令和5年10月に導入されるインボイス制度をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚を図ることを基本理念として、普及発展を図るための事業を推進しています。

本年4月には国税局と間税会の周知広報の連携から生まれたインボイス制度をPRするラッピング電車が伊予鉄道の路面電車で行うを始めました！

令和5年4月よりホームページもリニューアルし、周知広報にも力を入れていきます。



インボイス制度のラッピング電車

## 武蔵野間税会

東京局間連

### 1 組織状況

区分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
会員数	1,829名	1,718名	1,621名	1,718名

### 2 組織拡大への取り組み方

昨年会員数が10年振りに全国第2位となりました。

今年はなんとか1位に返り咲きたいとの思いで取り組んでまいりました。

会員増強は本来ならば役員全員が一丸となって取り組めれば良いのですが、現実是一部の役員にお願いするしかありません。

新型コロナウイルスの影響で社会不安が続く中、正規会員よりも賛助会員の増強に頼らざる負えない状況です。

従って、正規会員よりも賛助会員の増員を優先致しました。

これにより、なんとか数年振りに会員増強にこぎつきました。

### 3 主な事業活動の内容

会報を年に2回発行して、税に関する最新の情報提供と当会の活動報告を会員の皆様にお伝えしています。

また基幹事業である租税教育(税の標語の募集活動・世界の消費税図柄刷込みクリアファイルの配布・租税教室)を行っております。

特に昨年は、プラスチックのクリアファイルを紙製のファイルに変更して8,000部テスト的に小中学生に配布致しました。

現在新型コロナウイルスの影響で、街頭広報並びに時局講演会は中止しております。

### 4 今後の活動方針

今年の最重要課題、10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

平成元年に導入された消費税が事実上付加価値税に近づく最大の転換期と考えております。

インボイス制度が会員の皆様にご理解頂き浸透しますよう、署のご指導ご鞭撻のもと広報活動の拡充に努めてまいりたいと思っております。

## 広島西間税会

広島局間連

### 1 組織状況

区分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
会員数	485名	341名	312名	395名

### 2 組織拡大への取り組み方

令和4年7月に開催された全間連常任理事会で創立50周年に向けた会員増強施策において令和5年4月1日現在の全国の会員数を令和4年4月1日現在の会員数約8万4千人から10万人台に乗せることを明確に示されました。それを受けて局間連から当会に対して令和4年4月1日現在の会員数312人社に対し、令和5年4月1日現在の会員数の数値目標を500人社にすることを示されました。当会は、これまでも会員の皆様のご努力とご協

力を賜り、会員の増加を図ってきましたが、従来の個別勧誘方式では、上記の目標を達成することが到底困難であると判断し、次の施策を行うことを「臨時理事会」で決定しました。

#### 【会員増強策】

○ファミリー会員(正会員のご家族及び社員)の新設。

なお、上記のファミリー会員の新設については、会員の同意を得たうえで規約の改正が必要なため、10月17日に臨時総会を開催のうえ、協議した結果、大多数の賛同を得たので、規約の改正を行った。

#### 3 主な事業活動の内容

会員に対して、文書により、先日開催された「臨時総

会」の協議内容、議決の結果及び改正された規約の内容を伝え、ファミリー会員の募集を図った。更に理事会において各役員にこれまで以上に正会員及びファミリー会員の勧誘を実施することで意思統一を図った。

#### 4 今後の活動方針

引き続き、ファミリー会員の増加を図りながら、正会員増強のため、次の活動を実施することを計画している。

- (1) 広島西税務署管内の未入会の会社等に対する「入会のお願ひ」文書による勧誘
- (2) 中国税理士会広島西支部に所属する未入会の会員に対する「入会のお願ひ文書」による勧誘

広島西間税会 会長 久保 弘睦

あなたの暮らしに  
“安心”と“うれしい”をプラス



全日警

全日警のホームセキュリティ

**HAPPY GUARD**

ハッピーガード

お問い合わせは [www.zennikkei.co.jp/hs/](http://www.zennikkei.co.jp/hs/) ☎ 0120-87-7575

## 正副会長会議・ 常任理事会

7月25日(火) 東京・四谷 プラザエフにおいて、正副会長会議及び常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部渡邊消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。

### 全間連の主な動き (5. 5. 15 ~ 5. 9. 20)

5月15日(日)	全間連会報発行第157号	
5月19日(金)	広報委員会	事務局
5月25日(木)	広島局間連総会	広島
6月1日(木)	揮発油税中央セミナー	東京
6月7日(水)	北海道間連総会	札幌
6月8日(木)	東海間連総会	名古屋
6月8日(木)	福岡局間連総会	福岡
6月12日(月)	女性部役員会・意見交換会	東京
6月15日(木)	関東信越間連総会	さいたま
6月20日(火)	東京局間連総会	東京
6月22日(木)	北陸間連総会	金沢
6月22日(木)	南九州間連総会	熊本
6月23日(金)	仙台局間連総会	仙台
6月28日(水)	青年部役員会・意見交換会	東京
6月30日(金)	税制委員会	事務局
7月3日(月)	企画会議	事務局
7月5日(水)	会務運営委員会	事務局
7月6日(木)	財務委員会	事務局
7月7日(金)	総務委員会	事務局
7月25日(火)	正副会長会議、常任理事会	東京
8月18日(金)	事務局長会議	事務局
8月30日(水)	企画会議	事務局
9月7日(木)	四国間連総会	高知
9月20日(水)	第45回青年部・第42回女性部通常総会、 全間連第50回通常総会	東京

## 揮発油税中央セミナーについて

第41回揮発油税中央セミナーは、6月1日(木)に国税庁消費税室日夏諸税第一係長に講師を依頼し開催しました。実に4年振りの開催で100名の応募があり、実務者研修ならではの真剣さが伝わりました。

## 全間連の租税教育活動を 一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援していただけることとなりました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業が租税教育活動及び税の啓発・周

# アンケート集計結果報告

## I 調査の目的

(1) 全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「令和5年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」（以下「提言書」という。）を財務省、国税庁へ提出するほか、消費者庁へ提言書を提出し「消費税の総額表示義務の適正化」について説明するとともに、自由民主党及び立憲民主党が開催した税制改正ヒアリングに提言書を提出し、主な事項について説明してきたところです。

(2) 平成31年（令和元年）4月に実施したアンケート調査からは、同年10月からの消費税の軽減税率制度が実施されることを踏まえ、従来からの調査項目である①単一税率に関すること、②低所得者対策に関することに代えて、これまで全間連が要望してきた事項のうち、2項目をアンケート調査項目として実施し、より多くの会員の皆様の意見を提言書に反映することにより、提言内容の充実化等を図ることとしたところです。

このような基本的な考え方の下、昨年4月のアンケート調査では、次の事項を調査項目として実施したところです。

（令和4年4月に実施したアンケート調査項目）

○総額表示義務に関する評価・見方

（省略）

○インボイス制度導入への準備状況等に関すること

（省略）

## II 設問事項

### 1 アンケート調査項目について

本年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入により、消費税制度が新たな局面に入ること等を踏まえ、本年4月の「消費税等に関するアンケート調査」においては、前回調査と同様にインボイス制度導入に伴う準備状況を調査し、その進捗状況を把握するとともに、令和5年度税制改正案として取りまとめられ「インボイス制度導入に伴う納税環境整備の概要」（別添資料を参照）について、会員の皆様に周知し、併せてその評価・見方について把握することにより、今後の間税会活動の参考に資することとしましたので、ご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

【アンケート調査項目】

○インボイス制度導入への準備状況等に関すること

（省略）

○インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方

（省略）

2 上記の設問以外の税制及び税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですでお聞かせください。

## III 回答率

アンケート用紙の配付枚数15,000枚に対して回答数は9,936枚であり、その回答率は66.2%となり、前回調査に比べて約3%ダウンした（別紙1参照）。

## IV 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである（別紙2参照）。

(1) インボイス制度導入への準備状況等に関すること

この調査項目は、昨年度も実施しており、インボイス制度導入に伴う準備状況の進捗状況を把握するために実施したものである。その結果

- ・「①の登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は進行中である」と回答した者は前回調査より26.9%増加し、51.7%と最も多かった。また、
- ・「②の登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない」と回答した者も前回調査より6.3%増加し、21.8%を占めた。

これにより、登録申請書を提出し導入準備に入った者は73.5%を占め、前回調査の40.3%の1.8倍に増加しており、準備状況が進んでいることが分かった。

(2) インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方

この調査項目は、本年10月から導入される消費税のインボイス制度の円滑な実施を図る観点から、令和5年度税制改正において措置された、インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置などを内容とする「インボイス制度導入に伴う納税環境整備」に関して、会員の皆様の評価・見方を把握するために実施したものである。その結果

- ・「①の評価する/15.0%」と「②のどちらかと言えば評価する/28.3%」を合わせると、43.3%の方々が評価すると回答している。
- ・他方「③の評価しない/18.4%」と「④のどちらかと言えば評価しない/11.8%」を合わせると、30.2%の方々が評価しないと回答している。
- ・また「⑤のどちらとも言えない」と回答した方々も23.7%占めており、評価・見方が分かれた。

- なお、この結果を事業者と消費者に分けて分析すると、
- ・事業者は「②のどちらかと言えば評価する/30.5%」が最も多く、次いで「⑤のどちらとも言えない」が21.2%を占めたのに対して、
  - ・消費者は「⑤のどちらとも言えない」と回答した方々が36.0%と最も多く、次いで「②のどちらかと言えば評価する」が17.8%を占めた。

今回の調査項目は、アンケートに回答された方々が、消費税の課税事業者であるか否か、事業の業態、更には消費税に対する考え方等によって異なるものであり、その意味では、今回のアンケート調査結果は当然の結果とも言えると思料される。

別紙1 アンケート調査回答率

区分	令和5年度			令和4年度		
	配布数 枚	回答数 枚	回答率 %	配布数 枚	回答数 枚	回答率 %
東京	3,370	2,010	59.6	3,330	2,031	61.0
関東信越	3,350	2,626	78.4	3,370	3,124	92.7
大阪	50	43	86.0	100	26	26.0
北海道	800	658	82.3	780	578	74.1
仙台	610	280	45.9	610	268	43.9
東海	1,250	830	66.4	1,240	823	66.4
北陸	1,030	703	68.3	1,010	600	59.4
広島	1,460	653	44.7	1,450	804	55.4
四国	950	618	65.1	960	632	65.8
福岡	1,500	1,178	78.5	1,470	1,048	71.3
南九州	500	321	64.2	500	390	78.0
沖縄	90	16	17.8	80	38	47.5
業種	40	0	0.0	100	0	0.0
計	15,000	9,936	66.2	15,000	10,362	69.1

## 別紙2

## 令和5年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（局連別）

1 インボイス制度導入への準備状況等に関すること	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	9,936	2,003	2,626	43	658	280	830	703	653	618	1,178	321	16	7
①登録申請書を提出するほか、導入準備作業（請求書等の発行、経理・受発注等のシステムの入替・改修等の作業）は進行中である。	51.7%	50.2%	47.9%	93.0%	61.6%	62.1%	53.1%	62.4%	60.3%	41.1%	44.8%	56.7%	75.0%	85.7%
	5,137	1,005	1,257	40	405	174	441	439	394	254	528	182	12	6
②登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない。	21.8%	23.6%	19.8%	7.0%	27.1%	25.7%	20.1%	21.8%	20.5%	21.0%	23.0%	19.6%	12.5%	14.3%
	2,167	473	520	3	178	72	167	153	134	130	271	63	2	1
③登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない。（登録申請する必要がない場合も含む。）	14.6%	15.6%	17.5%	0.0%	8.8%	9.6%	12.5%	5.3%	8.4%	29.4%	14.6%	14.3%	12.5%	0.0%
	1,455	313	459	0	58	27	104	37	55	182	172	46	2	0
④その他	11.2%	10.1%	14.2%	0.0%	2.6%	1.8%	13.7%	9.8%	9.6%	7.0%	16.9%	7.8%	0.0%	0.0%
	1,109	202	372	0	17	5	114	69	63	43	199	25	0	0
⑤無回答	0.7%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	0.7%	0.5%	0.7%	1.1%	1.5%	0.7%	1.6%	0.0%	0.0%
	68	10	18	0	0	2	4	5	7	9	8	5	0	0

2 インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	9,936	2,003	2,626	43	658	280	830	703	653	618	1,178	321	16	7
①評価する。	15.0%	17.1%	11.8%	20.9%	14.4%	12.5%	22.5%	15.8%	15.5%	10.8%	15.5%	15.0%	31.3%	14.3%
	1,493	342	309	9	95	35	187	111	101	67	183	48	5	1
②どちらかと言えば評価する。	28.3%	27.3%	27.2%	41.9%	29.5%	31.4%	33.7%	29.3%	32.0%	24.1%	25.7%	30.8%	25.0%	28.6%
	2,813	546	715	18	194	88	280	206	209	149	303	99	4	2
③評価しない。	18.4%	23.2%	18.2%	9.3%	22.9%	16.4%	13.6%	15.6%	15.3%	16.2%	15.7%	23.4%	0.0%	42.9%
	1,828	464	477	4	151	46	113	110	100	100	185	75	0	3
④どちらかと言えば評価しない。	11.8%	12.0%	10.7%	9.3%	12.8%	12.1%	9.6%	12.5%	10.4%	14.2%	14.4%	9.0%	25.0%	0.0%
	1,172	241	282	4	84	34	80	88	68	88	170	29	4	0
⑤どちらとも言えない。	23.7%	18.5%	30.4%	16.3%	18.7%	25.7%	16.6%	24.6%	25.0%	33.0%	20.5%	19.3%	18.8%	14.3%
	2,355	370	797	7	123	72	138	173	163	204	242	62	3	1
⑥その他	1.7%	1.0%	1.2%	2.3%	1.7%	1.1%	3.0%	1.6%	1.2%	1.1%	3.9%	1.9%	0.0%	0.0%
	169	20	31	1	11	3	25	11	8	7	46	6	0	0
⑦無回答	1.1%	1.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	4.2%	0.6%	0.0%	0.0%
	106	20	15	0	0	2	7	4	4	3	49	2	0	0

## 別紙2

## 令和5年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（全国業種別）

1 インボイス制度導入への準備状況等に関すること	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	9,936	6,719	3,024	193	1,565	824	1,424	1,429	308	405	70	511	459	1,813	846	282	7,990	1,368	578
①登録申請書を提出するほか、導入準備作業（請求書等の発行、経理・受発注等のシステムの入替・改修等の作業）は進行中である。	51.7%	57.5%	38.8%	51.3%	67.0%	70.9%	51.9%	58.4%	62.0%	29.9%	18.6%	41.9%	47.7%	46.2%	27.5%	36.2%	59.0%	11.9%	45.3%
	5,137	3,865	1,173	99	1,049	584	739	834	191	121	13	214	219	838	233	102	4,712	163	262
②登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない。	21.8%	21.8%	21.7%	22.3%	19.9%	18.4%	26.3%	27.3%	25.0%	28.9%	32.9%	15.5%	29.6%	20.9%	9.5%	17.0%	25.0%	5.0%	17.0%
	2,167	1,467	657	43	312	152	374	390	77	117	23	79	136	379	80	48	2,001	68	98
③登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない。（登録申請する必要がない場合も含む。）	14.6%	12.5%	19.4%	15.0%	5.7%	5.1%	15.1%	7.5%	8.1%	36.5%	45.7%	25.0%	16.1%	18.6%	23.4%	21.3%	12.7%	23.8%	19.7%
	1,455	838	588	29	89	42	215	107	25	148	32	128	74	337	198	60	1,015	326	114
④その他	11.2%	7.5%	19.3%	9.3%	6.8%	5.3%	6.3%	6.4%	4.9%	4.7%	2.9%	17.0%	5.4%	13.0%	38.7%	24.1%	2.9%	57.2%	16.4%
	1,109	506	585	18	106	44	89	91	15	19	2	87	25	236	327	68	231	783	95
⑤無回答	0.7%	0.6%	0.7%	2.1%	0.6%	0.2%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.1%	1.3%	0.9%	1.4%	0.4%	2.0%	1.6%
	68	43	21	4	9	2	7	7	0	0	0	3	5	23	8	4	31	28	9

2 インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	9,936	6,719	3,024	193	1,565	824	1,424	1,429	308	405	70	511	459	1,813	846	282	7,990	1,368	578
①評価する。	15.0%	16.6%	11.9%	11.4%	17.1%	14.9%	14.1%	15.4%	15.3%	9.6%	10.0%	25.2%	17.9%	14.0%	10.3%	12.8%	15.8%	10.7%	13.8%
	1,493	1,112	359	22	268	123	201	220	47	39	7	129	82	254	87	36	1,266	147	80
②どちらかと言えば評価する。	28.3%	30.4%	23.5%	31.6%	30.6%	29.2%	26.6%	33.4%	32.5%	20.7%	22.9%	30.9%	29.0%	27.5%	21.6%	22.7%	30.5%	17.8%	23.4%
	2,813	2,042	710	61	479	241	379	477	100	84	16	158	133	499	183	64	2,434	244	135
③評価しない。	18.4%	19.7%	15.6%	16.6%	14.6%	20.3%	23.6%	16.0%	19.8%	26.7%	30.0%	8.2%	19.6%	19.9%	16.3%	16.7%	18.8%	14.4%	21.8%
	1,828	1,323	473	32	229	167	336	229	61	108	21	42	90	360	138	47	1,505	197	126
④どちらかと言えば評価しない。	11.8%	11.7%	12.1%	12.4%	11.6%	13.0%	11.0%	12.2%	9.7%	18.8%	14.3%	8.8%	12.0%	12.0%	11.0%	9.2%	12.4%	10.2%	7.8%
	1,172	783	365	24	181	107	157	174	30	76	10	45	55	218	93	26	987	140	45
⑤どちらとも言えない。	23.7%	19.7%	32.6%	23.3%	24.9%	20.8%	22.4%	21.2%	21.8%	22.5%	21.4%	24.7%	19.4%	24.5%	29.1%	33.0%	21.2%	36.0%	28.7%
	2,355	1,323	987	45	390	171	319	303	67	91	15	126	89	445	246	93	1,696	493	166
⑥その他	1.7%	1.2%	2.8%	2.1%	0.6%	1.5%	1.6%	1.3%	0.3%	1.5%	1.4%	2.2%	1.5%	1.4%	5.2%	3.5%	0.9%	5.7%	3.1%
	169	80	85	4	10	12	23	19	1	6	1	11	7	25	44	10	73	78	18
⑦無回答	1.1%	0.8%	1.5%	2.6%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.6%	0.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	6.5%	2.1%	0.4%	5.0%	1.4%
	106	56	45	5	8	3	9	7	2	1	0	0	3	12	55	6	29	69	8